

ME あんしんプラス

～24時間365日出動の安心サポートサービス～

新しい部屋、新しい暮らし。環境もライフスタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブル、災害や事故などはつきものです。

「ME あんしんプラス」はそんな万が一のトラブルや事故に備えたサポートシステムです。

カギの紛失や、水まわりのトラブル、不注意によるガラスの破損、法律に関するご相談から健康カウンセリングまで、いつ起こるかもしれないトラブルに「ME あんしんプラス」がお応えします！

駆けつけサービス



カギのトラブルサポート

- 鍵をなくして入室できない！ ○インロックしてしまった！
- 鍵が折れて回せない！ ○鍵を落として交換したい

※ご本人確認が必要です。※オートロックは対象外です。※その他ご相談の上決定します。

例：カギをなくした場合
(夜間) 一般的な価格 **19,800円** (税込) ▶ 会員価格 **無料**



水まわりのトラブルサポート

- 水道の根本から水漏れがある！ ○トイレの水が流れない！
- 水が止まらない！ ○水栓が固くなってしまった！
- 排水が詰まっている！

※詳細をお聞かせください。

例：トイレが詰まった場合 一般的な価格 **19,800円** (税込) ▶ 会員価格 **無料**



ガラスのトラブルサポート

- ガラスが割れた！ ○ガラスの建付けが悪い！
- ガラスにヒビが入った！ ○隙間風がある！

※場合によっては家財保険の適用の可能性もあります。

例：ガラスを割ってしまった場合 一般的な価格 **19,800円** (税込) ▶ 会員価格 **ガラス代実費**

電気のトラブルサポート

- ブレーカーがすぐ落ちる！
- エアコンがつかない
- 利きが悪い！

ガス・給湯器のトラブルサポート

- なんだかガス臭い！
- 給湯器の調子が悪い！

※ガスのトラブルはまず換気をしてください。
※火の取り扱いをしないようにしてください。

無料 安否確認 駆けつけサービス

- 入居者と連絡がつかない！
- 高齢者の親が心配！

※あくまで電話アナウンスです。
※緊急事案は救急車を手配します。



トラブル電話サポート



健康・医療相談



- 体の調子が悪い！
- 感染症の疑いがある！

※当社で検査等の対応は致しかねます。
※行政機関のご案内をさせて頂く場合もあります。



ダイヤル案内

- ストーカー被害がある！
- 個人間で揉めている

※当社からは案内のアナウンスを致します。
※提携士業の紹介を致します。



バックアップサポート



もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら！

同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために
再入居費用 10万円 を補償！

無償対応範囲と有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金（60分以内の作業）が無料となります。
- 有償対応範囲…60分超の作業料金（10分につき、1,100円（税込））・特殊作業料金・部品代金となります。
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。



お客様の声

学生さんに多いトラブル

1. カギのトラブル

- 実家にカギを忘れてしまい、自宅に入れないと

2. 水まわりのトラブル

- 排水溝が詰まっている。
- トイレが詰まってしまった。

3. ガスのトラブル

- 突然、お湯がでなくなってしまった。

ファミリーに多いトラブル

1. 水まわりのトラブル

- 台所の排水溝が詰まってしまった。
- 排水溝が臭う。

2. カギのトラブル

- 家族がカギをなくして、防犯の為にもカギ（シリンドラー）を交換したい。

3. ガスのトラブル

- 突然、お湯がでなくなってしまった。

社会人の一人暮らしに多いトラブル

1. カギのトラブル

- 自宅のカギを車に閉じ込めてしまった。
- 外出先（レジャーなど）でカギを紛失してしまった。

2. ガスのトラブル

- 突然、お湯がでなくなってしまった。

3. 水まわりのトラブル

- トイレが詰まってしまった。

お問い合わせフリーダイヤル 24時間・365日対応



0120-712-024

トラブル発生から
解決までの流れ

トラブル発生！
フリーダイヤル
0120-712-024

コールセンター
入居者の過失や事故に対して
出張作業を特別価格で対応!!

トラブル解決！

すまいレスキュー保険A（家財保険）

1 火災
2 落雷
3 破裂または爆発
4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ
5 風災・ひょう災・雪災
※家財の損害額に条件はありません。

6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊
7 騒じようなど
8 家財の盗難
※1事故、50万円限度。
9 通貨の盗難
※通貨は1事故、1世帯20万円限度。
10 預貯金証書の盗難
※預貯金証書は1事故、1世帯につき150万円限度。

11 いたずら
※1事故、30万円限度。
12 水害
※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。
13 持ち出し家財保険金
一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑩の事故によって損害を受けた場合

すまいレスキュー保険A（賠償責任保険）

14 家主様への賠償責任
火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

15 第三者に対する賠償責任
居住する住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用	修理費用（※借用住宅に限ります）
水道管等修理費用	地震火災費用
ドアロック交換費用	ピッキング防止費用
残存物清掃費用	近隣見舞費用
緊急避難費用	洗面台交換費用
ガラス交換費用	便器交換費用
浴槽交換費用	遺品整理費用
損害防止費用	

●家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。（※ただし貴金属などは時価額で評価します）
●損害保険金等をお支払いする際にお客様からの自己負担額はありません。
●修理費用の補償には「住宅内の被保険者の死亡による借用住宅の損害（50万円限度）」を含みます。
■このパンフレットはすまいレスキュー保険Aの概要を説明したもので、詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
■このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険A以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険Aの付帯サービスではありません。

すまいレスキュー保険A（家財保険・賠償責任保険）補償内容について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額（家財保険限度額150万円）	保険金をお支払できない主な理由
損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じようおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧家財の盗難 ⑨通貨の盗難 ⑩預貯金証書の盗難 ⑪いたずら ⑫水害 ⑬持ち出し家財保険金 ⑭第三者に対する賠償責任 ⑮緊急避難費用 ⑯浴槽交換費用 ⑰損害防止費用 ⑱賠償責任保険金	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額（1個（組）ごとに30万円限度） 損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個（組）ごとに30万円を限度 1事故、1世帯ごとに20万円を限度 預貯金証書 預貯金証書の盗難 第三者によるいたずら（未遂事故を含む）により家財が損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上未満の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合 1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度 一時に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑩の事故によって損害を受けた場合 上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合 上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内の被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内の死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己的費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります 凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受けた場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合 住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用 住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用 上記①～⑩の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用 上記①～③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合 緊急避難費用 上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用 洗面台交換費用 住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合 ガラス交換費用 住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。） 便器交換費用 住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合 浴槽交換費用 住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合 遺品整理費用 住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合 損害防止費用 上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用 賠償責任保険 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ 家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます 持ち出し家財である自転車の盗難 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらによる暴動 地震もしくは噴火またはこれによる津波 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 上記以外の放射性放射または放射能汚染など（洗面台交換費用保険金） 洗面台以外（洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等）の破損または汚損 器具内部の破損または汚損 詰まりによる破損または汚損など（便器交換費用保険金） 便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損 器具内部の破損または汚損 詰まりによる破損または汚損など（浴槽交換費用保険金） 浴槽以外（洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、水栓器具など）の破損または汚損 器具内部（浴槽のエプロンカバーの内部を含む）の破損または汚損 詰まりによる破損または汚損など
家財保険			
持ち出し家財保険金	一時に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑩の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度	
臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×5%を限度	
修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内の被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内の死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内の被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	
水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受けた場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	
ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
残存物清掃費用保険金	上記①～⑩の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
近隣見舞費用保険金	上記①～③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	
緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	
洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）	実費：1事故につき100万円を限度	
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度	
損害防止費用保険金	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） 1,000万円を限度	ご契約者や被保険者の故意 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 被保険者と同居の者に対する賠償責任など 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対する賠償責任

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●すまいレスキュー保険A 事故受付専用ダイヤル（フリーコール）
0120-123-030 24時間／年中無休

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- (2) 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらないで下さい。
- (3) 賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社

0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24時間365日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
 2. お客様に関する情報の利用目的について
お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など
 3. お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することができます。
①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合 など
- 当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては当社ホームページをご覧いただき、以下の問合せ窓口までお問い合わせください。

【引受保険会社】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

MEあんしんプラス 規約

第1章 総則

第1条 (規約)

- この規約は、ME Real Partners株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「MEあんしんプラス（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。なお、当社は、必要に応じて本サービス内における「入居者向け緊急サポートサービス」の提供を当社の業務提携先である株式会社セブンデイズ（以下「業務提携先」といいます）に委託することがあります。
- 当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは、「入居者向け緊急サポートサービス」および「すまいレスキュー保険A」により構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。
 - 「入居者向け緊急サポートサービス（カギ・水まわり・ガラス・電気のトラブルサポート及び在宅確認サポート、相談サービス）」
サービス提供会社：業務提供先（株式会社セブンデイズ）
 - 「すまいレスキュー保険A」引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社（以下「引受 保険会社」といいます。）

第2条 (会員)

- 会員とは、当社が媒介または仲介した不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が当社より業として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地に対象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (利用者)

- 本サービスは、会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員本人のみ利用することができます。また、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第5条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は、1,600円（税込み）といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度（保険）」の保険料相当額360円を含みます。「入居者補償制度（保険）」につきましては、本規約の第5章をご確認ください。
- 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
- 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第6条 (利用・更新可能期間)

- 本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。
- 会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能

期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第7条 (変更の届出)

- 会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第8条 (会員資格の取消)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

(1) 不正な行為があつた場合

- 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

(2) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

- 本サービスを行つ際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合

(3) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、または、あつたと当社が認めた場合

(4) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

- 本サービスを行つ際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合

(5) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、または、あつたと当社が認めた場合

(6) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜団体または特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること

- 会員が、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(7) ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(8) ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(9) ⑥会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合

(10) ⑦その他の当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第9条 (個人情報)

1. 当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等（以下、「会員等」といいます）の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

(1) 会員等より依頼を受けた各種サービスを提供するため

(2) 会員等に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため

(3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接觸する必要が生じた場合

(4) 会員等から頂いたご意見、ご要望にお答えするため

2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。

(1) 会員等が同意している場合

(2) 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第10条 (責務)

- 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかつことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

(1) 不正な行為があつた場合または不正な行為を行つおそれがある場合

(2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に關し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）

(3) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対

して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

(4) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

(5) 本サービスを行つ際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合

(6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、または、あつたと当社が認めた場合

(7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合

(8) 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

(9) 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合

(10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないと表明し、また将来にわたつても該当せず、また行わないと確約するものとします。

(1) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜団体または特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員が、自らまたは第三者を利用して行つ次のいずれかに該当する行為

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた要求行為

③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用ひまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前名号に準ずる行為

2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合には当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 相談サービス規約

第12条 (目的)

相談サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して情報の提供を行うことで、会員のトラブルの解決をサポートします。

第13条 (サービス内容)

- 会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあつた事項に關して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。

(1) トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内

(2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介

(3) その他、トラブル解決のために必要な情報

2. 健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどの相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・治療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報を提供するサービスです。

3. ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。

4. 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。

(1) 恋愛・信仰など、精神的な価値観に關係する事項

(2) 法令や社会通念に反する事項

(3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第14条 (利用料金)

- 会員は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができます。

2. 相談サービスによる情報提供後に生じる下記の費用については、会員本人のご負担となります。

(1) 書類申請等にかかる費用等

(2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等

(3) その他、紛争解決のために発生する費用

3. ガス・給湯器のトラブル相談サポートサービスの情報提供後の費用については、会員本人のご負担となります。

第15条 (免責)

- 相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。

2. 当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

3. 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害（他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかつたことにより会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

MEあんしんプラス 規約

第18条（カギ・水まわり・ガラス・電気のトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表）

カギ・水まわり・ガラス・電気のトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

時間帯	区分	一般(税込)	会員
基本 出 張 料 金	カギ・水まわり	¥8,800～	無料
	ガラス・電気	¥6,600～	無料
	在宅確認	¥8,800～	無料
	カギ・水まわり	¥12,100～	無料
上記以外	ガラス	¥13,200～	無料
	在宅確認	¥12,100～	無料
	ガラス・電気	¥6,600～	無料
特別休日料金（正月・お盆） ＊上記基本出張料金に加算されます ＊期間は当社指定による			
作業料金（60分以内）	-	実費	無料
作業料金（60分超）	-	実費	実費
特殊作業料金	-	実費	実費
部品代金	-	実費	実費

(注) 在宅確認サポートは、会員本人もしくは法人契約について
は届出を頂いた方の1親等内の親族からの依頼に限ります。
(注) 作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を
超えてから10分ごとに1,100円（税込）の費用が発生します。

第5章 「入居者補償制度（保険）」

第21条（内容）

- 入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、火災等により家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合等に、会員に対し補償を提供することを目的とします。
- 本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。
- 本制度の保険契約は本規約に同意することをもってお客様の意向を把握・確認したものとして、自動で付帯されます。
- 本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸代理人の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に限ります。本制度の補償内容・保険金額（保険料率）に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上等で告知します。
- 本制度の損害保険契約の概要是下記の通りです。

＜記載事項＞ 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険A
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

MEあんしんプラス 個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（同意）

この書面は、ME Real Partners株式会社（以下「当社」といいます。）及び当社がMEあんしんプラスの運営を委託する株式会社セブンディズ（以下「指定協力会社」といいます。）が、各種トラブル解決サービス等の提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報の取扱いについてご説明するものです。当社のトラブル解決サービスをご利用するお客様は、必ず本書面をお読みいただき同意のうえご利用ください。

第2条（個人情報の利用目的）

当社及び指定協力会社は、当社の各種トラブル解決サービス提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報を、以下の目的の範囲内に利用します。

- お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため
- お客様を入居者補償制度の被保険者（保険金受取人）とするため
- お客様に対して当社及び業務提携先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- お客様へのサービス向上を図るためにアンケートの発送、回収等のため
- お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- その他、お客様へのサービス提供を適かつ円滑にするため

第3条（個人情報の開示・提供）

当社及び指定協力会社は、前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を指定協力会社の加盟店、関連会社及び指定協力会社が業務等を委託する第三者に対し開示し、提供いたします。上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関または弁護士から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれにあたりません。

第4条（情報提供の任意性）

個人情報のご提供は任意です。ただし、ご提供いただけなかった場合、必要なサービスをご提供できなくなります。予めご了承ください。

第5条（お客様の個人情報の保護対策）

当社及び指定協力会社は、お客様の個人情報の保護にあたり、以下の保護対策を行います。

- 当社及び指定協力会社は保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
- 個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
- 当社及び指定協力会社の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

第6条（業務委託先の監督）

当社及び指定協力会社か、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について指定協力会社が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

第7条（本サービスに関する当社及び指定協力会社の個人情報管理責任者）

個人情報保護管理者：
指定協力会社建物テクニカルセンター センター長
連絡先：(052)409-2275

月曜日～金曜日9:30～18:30（年末年始・お盆期間を除く）

第8条（本サービスに関するお問い合わせ、訂正、利用停止もしくは削除等）

当社及び指定協力会社が本サービスに関し保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正、利用停止もしくは削除については、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ】
窓口：指定協力会社建物テクニカルセンター
総務グループ 苦情相談担当

連絡先：(052)409-2275/
e-mail : head-office@seven-days.co.jp
月曜日～金曜日9:30～18:30（年末年始・お盆期間を除く）

賃貸借入居者見舞金補償制度規約

第1条（補償の概要）

ME Real Partners株式会社（以下「当社」といいます。）は、「MEあんしんプラス」に加入した方（以下「会員」といいます。）に対して、当社がMEあんしんプラスの運営を委託する株式会社セブンディズ（以下「指定協力会社」といいます。）を通じて、『賃貸借入居者見舞金補償制度規約』（以下「本規約」といいます。）に定めた補償制度責任期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭つてから6ヶ月以内に会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金を給付します。

第2条（用語の定義）

本補償制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

- 「賃貸借入居者（入居者）」
当社の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。
- 「補償制度」
当社が指定協力会社を通じて会員に提供するサービスで、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その転居費用の一部としてお見舞金を給付する制度。
- 「入居住宅専用部分」
当社を仲介とした賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダは除く。
- 「施錠中」

入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。

- 「侵入盗被害」
施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
- 「ストーカー被害」
会員がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。
- 「お見舞金」
当社を仲介者とした賃貸借契約に基づく「再入居費用」の一部費用負担金。
- 「補償制度責任期間」
入居者との間に賃貸借契約に付随して補償制度が約定された日（更新による賃貸借契約日を含みます。）から本サービスの有効期限まで。

第3条（顧客名簿の管理と個人情報の取扱いについて）

会員の個人データを記録した顧客名簿は、当社及び指定協力会社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を協力関連会社等の第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

第4条（お見舞金をお支払できない場合）

次の各号の事由に該当する場合は、お見舞金を給付しません。

- 会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
- 会員及び会員の親族、使用人、同居人または止宿人が自らなし、または加担した行為
- 地震、噴火、風水災、その他の天災
- 会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
- 入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
- 被害について警察への届出がない場合
- 同一入居住宅専用部分において、補償制度責任期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害
- 侵入盗被害が未遂であった場合
- 客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
- 転居先が実家や知人宅等の場合
- ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
- 入居日前の事故

第5条（お見舞金請求の受付）

- 当社及び指定協力会社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査（本補償制度に関する各種問い合わせを含みます。）を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに次の各項目に掲げる事項を指定協力会社に報告するものとします。

- 指定協力会社は、会員から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。

- 住所・氏名・電話番号・性別
- 補償制度を約定した日（賃貸借契約日）・被害の発生日時と状況
- 警察への盗難届けの有無

- お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に以下の書類を添えて指定協力会社に提出しなければなりません。

- 公の機関が発行する受理番号

- ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書

- 指定協力会社の定める事故報告書

- 侵入盗被害を証明する書類

- 転居先の賃貸契約書（写）

- その他指定協力会社が必要と認める書類

第6条（お見舞金の支払）

- 当社の指定協力会社の調査により、会員の申告した被害が補償制度の対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、10万円を一律としてお見舞金を給付します。

- 会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社を仲介者とする物件に入居される場合は、10万円を一律としてお見舞金を給付します。

- 本規約に定める補償制度に基づくお見舞金のお支払は、補償

制度責任期間内ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けすることができます。

第7条（入居者への通知）

当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、賃貸借入居者見舞金補償制度規約が記載されたMEあんしんプラスのパンフレットを交付します。

第8条（補償制度の対象範囲）

お見舞金の給付は、当社を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第9条（他の補償制度との関係）

本補償制度によるお見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

賃貸借入居者見舞金補償制度個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（同意）

この書面は、ME Real Partners株式会社（以下「当社」といいます。）が「MEあんしんプラス」の運営を委託する株式会社セブンディズ（以下「指定協力会社」といいます。）を通じて提供する再入居費用バックアップサポートに伴う賃貸借入居者見舞金補償制度（以下、「本手続」といいます。）を申し込まれる方の個人情報の取扱いについてご説明するものです。本手続を申し込まれる方は、必ず本書面をお読みいただき同意のうえお申し込みください。

第2条（個人情報の利用目的）

当社及び指定協力会社は、本手続に伴い取得するお客様の個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- お見舞金支払のために必要な事項の調査のため
- その他、本手続を適かつ円滑にするため

第3条（個人情報の開示・提供）

当社及び指定協力会社は、前各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を本手続の関係者に対して提供いたします。なお、当社及び指定協力会社が、お客様の個人情報を開示・提供する場合の提供目的、提供項目、提供手段または方法及び提供先是、以下のとおりです。

提供目的	提供項目	提供手段または方法	提供先
再入居費用バックアップサポート制度の健全な運営のため	氏名、住所、その他手続に必要な項目	書面を提出（手交）	本手続の関係者（損害保険会社、その他、必要な関係先）

上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく外部の第三者に提供することはできません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所、警察等の公的機関または弁護士から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれにあたりません。